宮崎交通株式会社等に対する支援決定について

平成１７年1月１８日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。

１．対象事業者の氏名又は名称
宮崎交通株式会社
宮崎中央運輸株式会社
宮交タクシー株式会社
株式会社宮崎観光ホテル
株式会社宮交エアラインホテル
青島リゾート株式会社
株式会社宮交シティ
宮崎商事株式会社
宮崎ビルサービス株式会社
株式会社宮交レストラン
宮崎観光開発事業協同組合

２．対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称
株式会社 宮崎銀行
株式会社 宮崎太陽銀行

３．事業再生計画の概要：別紙

４．主務大臣の意見
意見なし

５．事業所管大臣（国土交通大臣）の意見
宮崎交通株式会社は、宮崎県全域で独占的に乗合バス路線を展開し、地域住民の日常の足を支える役割を果たしていることから、再生計画の実施に当たっては、当該地域において適切な交通ネットワークが維持されるよう十分配慮されたい。
特に、路線の統廃合等を図る場合においては、その後の生活交通の維持、確

保を期すため、地域協議会等の積極的な活用を図り、当該地域の関係者間において十分な議論を尽くすよう努められたい。

６．買取申込み等期間：
平成１７年１月１８日から平成１７年３月２５日まで（機構必着）

７．一時停止要請
法第 24 条第 1 項に基づき、関係金融機関等に対して、上記６に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

８．一般の債権の取扱
対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行なわれるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

９．支援決定についての機構の考え方
対象事業者は、地域住民の交通手段を確保するバス・タクシー事業、ビジネスから観光まで幅広い顧客層をもつホテル事業、観光の拠点となっているレジャー施設事業、県内一のネットワークを持つ旅行代理店業、さらには航空代理店業と、多様な事業を展開していますが、独占状態の下でサービスの視点を欠いたことによる顧客離れや、バブル期に行ったホテルへの過剰投資による債務により、極めて厳しい経営状況にあります。
しかしながら、対象事業者は、県内においてなお強固なブランド力を有しており、過剰債務を軽減した上で、乗合バス・タクシーなどの交通事業及び宴会・婚礼を中心とするホテル経営などのレジャー・サービス業を主力事業として、事業の選択・集中、外部専門家によるノウハウの導入を図ることで地域生活基盤産業として再生する素地を十分に有しています。さらに、地域の行政機関等の協力・支援の下で、スポンサーによる適切な投資が行われることで、事業再生はより確実なものになると考えています。

【お問合せ先】

〒100-0005　東京都千代田区丸の内 3-3-1　新東京ビル９階
株式会社産業再生機構　　企画調整室
電話番号　　03-6212-6437